

07.36

産業技術力強化法の規定による試験研究独立行政法人等を対象とした手数料等の軽減について（特）

1. 軽減の要件と内容

次の（１）から（６）までのいずれかに該当する試験研究独立行政法人であるときは、出願審査請求手数料及び第１年分から第１０年分までの特許料が１／２に軽減される（産業技術力強化法１７条１項３号、同条２項、産業技術力強化法施行令２条、同施行令５条）^{注１}。

試験研究独立行政法人とは、独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして産業技術力強化法施行令第３条に規定する独立行政法人をいう（産業技術力強化法１７条１項３号）。

また、試験研究独立行政法人研究者とは、試験研究独立行政法人の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令１条の２第２号ロ）。

- （１）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第３号イ）
- （２）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第３号ロ）
- （３）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第３号ハ）
- （４）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研

究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ニ）

- (5) その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア. からウ. までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条3号）。

ア. その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ウ. その特許発明又は発明が、試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究又は試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

- (6) その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号へ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア又はイのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条4号）。

ア. その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

2. 申請書に添付すべき証明書類

軽減に係る申請書には、1. の各要件に応じ、以下の証明書を添付しなければならない。

- (1) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第8号）
- (2) ア. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第9号イ）
イ. 当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第9号ロ）
- (3) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第10号）
- (4) ア. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第11号イ）
イ. 当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第11号ロ）
- (5) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第3号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第12号）
- (6) ア. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人

研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第4号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第13号イ）

- イ. 当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第13号ロ

（新規平成25・6）

注¹平成21年政令第155号による産業技術力強化法施行令第3条別表の改正により、新たに軽減対象となる試験研究独立行政法人については、平成21年6月21日までに特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料については、軽減の対象外となり、除かれる試験研究独立行政法人については、平成21年6月21日までにした特許出願に係る特許料及び審査請求料については減免の対象となる（平成21年政令第155号附則2条）。